

# 会 議 結 果 報 告 書

会 議 の 名 称	令和5年度志木市介護保険運営協議会 施設サービス検討部会
開 催 日 時	令和5年11月28日(火) 19時30分～21時30分
開 催 場 所	志木市役所1階 大会議室1-1
出 席 委 員	渡辺 修一郎会長、中村 勝義委員、尾上 元彦委員、原藤 光委員 (計4人)
欠 席 委 員	西川 留美加委員 (計1人)
説 明 員	長寿応援課 渋谷幹彦課長 (計1人)
議 題	議 題 (1) 介護用品支給事業の市町村特別給付への移行について (2) 移送サービスの見直しについて (3) その他
結 果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 0名)
事 務 局	長寿応援課 渋谷幹彦課長、田島宗貴主査 (計2人)

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1 開会

2 議事

(1) 介護用品支給事業の市町村特別給付への移行について

(資料：「資料1」介護用品の支給について)

<説明員>

施設・サービスとなっているが、市町村特別給付ということで、公費を入れず全額保険料を財源として行う。資料1をご覧ください。1点目、介護用品の支給、紙おむつの支給について説明させていただく。介護用品の支給については新たに市町村の特別給付として位置づけさせていただきたい。現在介護用品の支給についてはこちらに記載のある要件に合致する方に、申請に基づいて支給をしている。事業の位置づけとしては、家族介護の支援という観点から、地域支援事業における任意事業として実施している。国からの支援、一定の公費と保険を導入して実施をしている。要件については国の地域支援事業の実施要項の要件に準じて行っている。決算額が年々増えているが、200万にいかないような形になっている。国の動向という所で、地域支援事業の方で行うという形については、あくまでも経過措置として認められている。国の動向の1番で、例外的な劇変緩和の措置として、当分の間実施して差し支えないということで、平成27年2月に通知が出されている。実際には延長ということで、第6期、第7期、第8期まで猶予が認められている。しかし、現在令和6年度以降に関して上記の取り扱いに対する国からの通知はないので、このままでは地域支援事業としての実施は不可能になる。資料2枚目を見ていただきたい。しかしながら、低所得者の在宅の方で重い方に対しては、紙おむつ等の衛生用品の受給という事業そのものが、継続する必要があると考えている。そのため、地域支援事業での事業継続が認められない場合には、市町村の特別給付、いわゆる横出しサービスという形で、全額介護保険料を財源として実施する方向に移行したいと考える。一般会計の一般財源事業として行う考え方もあると思うが、業務の持続可能性とか、受給者負担、世代内での負担調整などの観点から考慮して、一般会計の一般財源予算で行うよりも、市町村の特別給付で行うほうがいいのではないかと事務局としては考えている。ただし、保険料の額に影響してくるので、その影響額の考え方について説明させていただく。2枚目の介護保険料の概算影響額というところを見ていただきたい。地域支援事業と、市町村特別給付で行った場合の影響額を単純計算で示させていただいた。給付の要件については現行のままとしての前提で考えていただきたい。①として現在の制度を継続すると、単純計算で年間23円、1カ月あたりでは、介護保険の基準額に2円ほどとほぼ影響がない。②として、市町村特別給付に履行すると、現在程度の予算規模であれば、年間で100円程度1カ月あたりでは、8円程度の影響額となる見込みである。予算規模を現状程度で抑えるということであれば、保険料の方に差の影響は出ないと考えている。しかし、事務局としては昨今の物価上昇等考慮するとこの上限額については見直す必要があるのではないかと考えている。加えて、懸案として、対象者の拡充を求める声もある。拡充をした場合の影響額を見極めて対応する必要があると考えている。そのため、若干余裕を持った見込み用の算定を確保しておく必要があると考えている。なお、市町村特別給付に移行する場合には、今の市町村特別給付、移送サービスと住宅改修2つあるが、それでは賅えないということで、3つ目として介護用品の支給と

いう形で条例に加えていただく必要が出ている。

<質疑応答>

委員：国が再延長をしないのはどうしてなのか。志木はなぜそれを必要とするのか。またいつまで続けていくのか。今後延べ人数はどう予測しているのかお聞きしたい。

事務局：国の考え方によるが、第6期の計画の時に地域支援事業の家族介護支援事業としてやってよろしいということで、介護保険制度が始まる時に入れていたと思われる。当時はまだ施設サービス自体が少なく、当市の場合要介護4以上で非課税世帯の方で、在宅で介護するにあたって必要ではないかということで判断されたのだと思う。その後外部施設等もできて、特養や老健などは料金の中におむつ代が入っている。施設に入られる方も増えてきて在宅でおむつが必要な方も少なくなってきたのではないかと思います。国の動向の2ということで、平成30年度からは低所得世帯への影響も考慮しつつ、介護用品の支給にかかる事業廃止、縮小に向けた具体的な方策を検討しているというのが、続けて良いという要件になっている。受益者負担という考え方もあるが、保険料財源の中で、世代内の負担調整という観点から、一般財源で租税を導入して事業を維持するよりも保険料の中でやりくりをするといった形の方がより理解を得られるのではないかと考えている。延べ人数については250～300の間と思っているが、認定者数も増えていくし、真に必要な方ということで非課税の要件は付けている。これらの要件を緩めたとしても今後延べ人数は伸びていくと考えている。いつまで必要かという事については、ある程度事業は継続する必要があると考えている。志木の場合は要件が厳しいのではないかとこの声もいただいている。市町村特別給付に切り替える際に資料等を出している市町村を見ると、決算額が1桁違った額を出している所もあり、その分をいかに捻出するかに注力している自治体も多いと思われる。今後無造作に要件を緩めるつもりはないが、要介護4ではなく、3以下の方でも状況によって個別判定という事も視野に入れて考えていく必要があると考えている。

委員：人数的には300人前後という事で理解する。対象になった場合どの程度長く継続して利用されるのか。出っぱなしになっている可能性はないのか。入れ替わりはどれくらいなのか

事務局：基本的に入所したら、打ち切りにさせていただいている。

委員：介護4以上で、在宅で非常に厳しい状態が続けばという事か。

事務局：1人の方がどのくらいの期間受け続けているかについては手元に資料がない。

委員：おむつを支給している効果というのを知る必要があると思う。

事務局：施設に入ると施設代に入っているので、おむつはいらなくなる。施設の待機がどのくらいの期間という事にも関わってくる部分がある。実際にはそこに入るまでどうするかという話だと思う。

委員：移送サービスや住宅改修との抱き合わせになっていくので、適正な使われ方をしているのかどうか調べる必要があると思う。

事務局：現在利用されている方とか何人かサンプリングして、支給の決定をしてからどのくらいの期間使っているのか調べて、次回の全体会の時に参考資料として示して他の委員さんも含めてお話をさせていただきたい。

委員：条例改正まで持っていくという意味ではその辺の量的な根拠が必要ではないか。

事務局：ご指摘の通りである。その発想がなかったため、申し訳なく思う。

議長：条件が厳しいという話が出たが、第2号被保険者は対象になるのか。

事務局：対象である。1号・2号は関係ないが、課税・非課税が大きな境目になると思う。申請はいただくが、世帯非課税ではない方とかがいて、やむを得ず却下させていただく例もある。あくまでも、通常の給付と違って低所得の方にフォーカスして、要は2割3割負担の人に出す必要があるのかという事で、他の移送サービス等とは違うと考えている。

委員：本当は施設に早く入っていただきたいが、思うようにいかないため在宅で非常に不便である方という事か。

事務局：おっしゃる通りである。また色々な事情や、ご家族・ご本人の希望で最後は家で見てあげたいという形もあると思う。要介護4とか5の方で、5年も6年も在宅介護というのは相当しんどいと思われる。ご家族さんが参ってしまうと思うのでサービスを入れたいが、経済的に余力がなくて入れられない場合に、十分ではないにしてもそのような形でフォローアップするというのは、行政として必要最低限な事としていいのではないかと個人的には考えている。

委員：給付の実態を把握していただきたい。

事務局：条例等を出すということであれば、質疑の対象になると思うので把握していきたい。

委員：介護用品の支給についても移送サービスについても結果はこの部会で決定するのか。

事務局：ご意見を頂戴して、最終的には事務局で検討させていただきたい。

委員：非課税と在宅で介護4以上という条件があったが、他市と比較して緩い方なのか。

事務局：厳しい方である。朝霞市だと介護3であったと思う。新座市はそれと非課税だけでなく、課税の方も基準のボーダーがあるが、一応認めている実態はある。

委員：2枚目の概算影響額で、①と②があるが、月にすれば12カ月で100円なので、8円とか7円になるが、これと比較して懸案として2つ目の対象の拡充等を希望する声もとあるが、この対象の拡充というのは、同じ事業であれば厳しいと言われた要介護4や、非課税を課税にするなどの拡充を指しているのか、他のサービスの拡充を求めているのか教えていただきたい。

事務局：現在の介護用品の支給の方で拡充をしていただきたいと議会などで出ている。

委員：そうであれば、いくらでも膨らむ可能性もあるという事か。

事務局：現状であれば、この程度で済んでいるが、非課税を外したり、一律要介護4から3へ下げたりすると、随分変わってくると思われる。3くらいで在宅の方は結構いらっしゃる。

委員：そうであれば、限りある財源でもなく、税でもなく、介護保険に反映するという事で、拡充というのはいかがかなと思う。最後に介護給付費準備基金から取崩金を充当するとあるが、この計画は3年で初期投資ということで保険料を下げおくための抑制策として基金を充てるのであって、個別の案件のための財源ではないのではないか。

事務局：誤解を招くような書き方をして、申し訳ない。実際には残高があるので、その分をあてるということで、ここに全部を使うという意味ではない。実際にその部分を均等に撒くと、例えば100円ではなく95円で済むかもしれないとかいう意味である。

委員：そうであれば、保険料を納めていただいている方全員を納得させるのは無理だが、国の制度から無くなった場合、市町村特別給付事業でやっていくといくことなので、これをきっかけに対象を拡充するというのはどうなのかなと思う。

事務局：今までであれば、特別に公費が入ってきたが、基本全額保険料という形になるので、慎重に考えていかなければいけないと思う。現状であればこのくらいで済んでいるという話であって、そこまでの影響が出ていないが、拡充したとなると100円が500円になり、700円とな

っていくと、随分影響が出てきてしまう。1,000円とかになるとご納得いただけない部分もあるので、本当に必要な方というのは絞っていく必要があると思う。経済的なところでいうと、非課税というのは最低でも死守の方はしたいと思う。現在一律4以上となっているが、例えば3の方の認定調査票の状況を確認させていただいて、排せつ等の機能に障害があるというようなことであれば、一律にという事ではなく個別判断ですするというやり方もあると思う。それであれば、無秩序に拡大するということがある程度防げて、かつ必要な方には届くのではないかと考える。

委員：対象となる人のどのくらいの方に実際支給されているのかお聞きしたい。非課税で要介護4以上でということで、ヘルパーとかが介在しなくても在宅であれば申請できるのか。

事務局：在宅であれば申請可能である。4年度で実人数が33人となっている。

委員：対象となるのはどのくらいなのか。300人のうち33人なのか、この制度の数値を示していただきたい。

事務局：制度の紹介は大体ケアマネの方が制度を知っていて在宅で見ている方がいれば所得の状況はわからないが、申請の方はしてみたらどうかと紹介するのが多いのではないと思う。実際に申請書を出す中でケアマネが代理で出している。

委員：よく行政を知っている人が世帯を2つにして、高齢世帯と子供世帯と別にしている。そうすると、高齢世帯の方は非課税になるという事もあるので、そういうことは調べてあるのか。

事務局：世帯は別であっても主で介護している方が課税であれば対象外となる。市外から来られている方はわからないが、少なくとも世帯分離しているところは見ている。主となる介護者の方でそれなりに収入のある方であれば、給付は必要ないという話になっている。

委員：怪我や病気で突然おむつが必要になる場合がある。その時施設に入れず、自分で着脱できるのかわからないという事で、具体的な使われ方を議論していく必要があると思う。延べ人数は270人中30人くらいで、これは月単位なのか。

事務局：月単位であるので出たり入ったりはある。

委員：3年と4年を比較すると延べ人数が減っているにも関わらず、額の方が上がっている。

事務局：3年度が実人数39人、前の年が32人となっていて、出たり入ったりを含めて大体30人～40人前後となっている。1人あたりにすると平均年間52,000円くらいとなる。

委員：この制度を介護保険料から出すということになると一般の介護保険利用者からの要望というか、低所得者への特別な事業としてやっているということを強調したほうがいいのではないと思う。

事務局：全国的に先行で行っている所を見たりしているが、対応がまちまちである。1割、2割、3割負担の方にかけている所もあるが、大半は1割負担の方に絞るような形で月額上限や年間上限を決めている所が多いので、従来から上限額はあるが、全額給付というのは厳しいと思う。基本現行のままであるが、物価等上がったりしているので、その部分は多少見る必要があると思う。月額上限というのも8,000円や5,000円で、全国的にはばらけているので、細かい決まりはないと思う。現在は月額6,300円になっているが、おそらく6,000円に消費税5%かけて6,300円ではないかと思う。現在は消費税10%なので、そこについてはアップデートする必要があると思う。

委員：生活に必要な支援制度が色々ある。そういうものが周知されているのかどうか。ケアマネが介在して紹介しているとは思いますが、せっかくの制度なので、使われるべきところにちゃんと

使われていくようにしていただきたい。

事務局：ケアマネの方にも周知の仕方、類似のもので活用できるのであれば、それを活用していただくようなやり方もしていきたい。介護保険外のサービスというのを知っている方知らない方がいるので、定期的に周知の方をして底上げしていきたいと思う。

委員：6,300円の根拠はあるか。例えば1日1枚いくらだから30日で6,000円になるとか。どこからこの数字が出てきているのか教えていただきたい。

事務局：調べてみたが、古すぎて出てこない。

委員：国から示している金額なのか。

事務局：金額自体は示されていない。上限額のアップパーは決まっている。国の今までの地域支援事業の仕方ではアップパーはもっと上になっているが、志木市はそれより下で設定している。作った時の資料が見つからない。

委員：根拠がないのであれば、例えば人数だけ出てくれば、5,000円や4,000円に下げたりしてもいいのではないか。逆に届いてなければもっと上げなければいけないのではないか。

事務局：確かに今の金額をそのままずらしてきたという説明では通じない場合もある。

委員：消費税が上がっている最中だから、それに合わせた形でどこかで見積もりを取るのがいいのではないか。

事務局：常套手段ではあるが近隣の地域と比較した上で、根拠がなければキリのいい数字の方が事務局からも説明がしやすい。

委員：このサービスについて近隣で辞めてしまうという所はないか。

事務局：この事業自体をやめるとするのは聞いていない。多分炎上してしまうと思う。事業自体を辞めてしまうのは厳しいと思う。

委員：国が限界まで延長してよいよ次期は更新しないということか。

委員：国は最初だけ喜ばせて継続させて、プツンと切ってしまう。あとは市の自由で採用するかしないか判断するようにとっている。

事務局：おっしゃる通りで、毎日国の方針が覆える通知が来ないかと待っている。

委員：在宅で介護している人たちの数を少しずつ把握していて、おそらく在宅でこんなに重い人たちはいないだろうと感じているのではないか。

事務局：多分、厚労省も財務省の圧力が強いのではないかと勝手に想像している。

委員：実態として本当に上手く使われているのかどうかわからない。

事務局：逆に足りていないのであれば、行き届くように考えなければいけないと思う。

事務局：さいたま市や大阪市では同じ6,000円プラス消費税で、横浜市、豊島区だと8,000円である。第1段階の人たちが6,000円という金額が上限で、あとは市町村によって介護度1まで下げている所もあるし、さいたま市は要介護3でやっている。

議長：データによると6,000円～9,000円という所が大体か。やはり6,000円というのがどこか反映していると思う。

委員：1枚200円で、1日1枚30日で6,000円という計算ではないか。

事務局：なるほど。プラス消費税という事かもしれない。

議長：1日1枚あればいいという事ではなく、それがあれば助かるという事だと思う。

事務局：実際1日1枚ではなく、2枚3枚いるであろうから、せめて1枚分だけは見てあげたいということかもしれない。

議長：要介護3になると結構紙おむつが必要な方が多いかもしれない。かつ非課税世帯だと、なぜ自分たちがこの制度を使えないのかと苦情が出るかもしれない。

事務局：医療費控除の紙おむつ使用代などのバランスも含めて制度に関してはやっていかなければいけないと思う。

議長：とりあえずはこちらの条例を作ってくださいということになるのか。

事務局：色々ご意見いただいたので、最終的には1番最後になると思うが、年明けてからこういう形でやるという事と、これだけ見込んでいるというような説明はさせていただく形になると思う。

## (2) 移送サービスの見直しについて

(資料：「資料2」移送サービスについて)

### <説明員>

現状は資料の方に載せているので、詳細説明は省かせていただく。今後も受給要件は変更を考えていないが、現在の条例の規定があまりにもシンプルなため実際に現場で運用するにあたって不明確な点が出ているため、規則事項になるが若干の見直しも考えている。給付額等に影響はしないが、特別給付繋がりという事で、簡単に説明させていただく。1つ目として移送を行う事業者について登録制にさせていただきたい。理由を申し上げますと、登録制とする事で様々な周知を行き渡り易くするという点である。これまで利用の手続きや料金等で年に1、2回事業所の方から苦情やトラブルが発生することがあり、そのほとんどが周知できておらず事業所の方がよくわかっていなかったためである。登録しないとどこまで周知していくのかわからなくなるので、登録制が必要であるという結論に至った。新規の事業所については相談があった段階で随時登録を認めるということである。登録の要件としては、道路運送車両法による許可が出ている事を確認させていただく。2つ目として、上限額1回の定義を片道という形で明確にすることである。原則自宅と医療機関を往復するというのが大前提ではあるが、通院をしてそのまま緊急入院する場合や、あるいは医療機関での待ち時間の関係で業者の方と上限額の解釈の疑義が違う場合が生じることがあったので、改めて明確にさせていただく。3つ目として移送を行う事業所の中には訪問介護の指定を受けている事業所もある。これらの事業所が乗降の際に利用者を介助すると、訪問介護の乗降等介助ということで、別途介護保険サービスの報酬を請求できるため、移送サービスで給付をすることはあくまでも車代であることを明確にしたいと考えている。資料の※にもあるが、現状重複して請求している事業所はないが、今後新たな事業所が移送サービスの登録をしたい場合に誤解が生じないようにするために明確にしたいと考えている。資料にはないが、移送サービスについても年々利用者が増加している。今後も増加が予想されるので、ある程度見込み量は確保しておかなければならない。現在の予算で年間800万程度取っているが、実際の額としても800万、900万超えというような形で確保していく必要があると考えている。また、リフト車両以外のサービスを求める声もある。移送のニーズなのか、交通手段そのものになるのか、あるいは外出をする際に家族等が同乗できないのでヘルパーさんに同乗をお願いしたいというものなのか、あるいは単に介護タクシーを使う際の負担軽減を求めるものなのかということで、取り得る手段は変わってくる。新たな課題も色々出てきているが、今後介護現場のニーズ、ケアマ

ネや訪問事業者の方も把握しながら新たなサービスへの検討もしていかなければいけないと考えている。説明は以上である。

<質疑応答>

委員：現在は1回15,000円を上限で行き帰り移送してもらって、その間診療の間車を待たせて往復15,000円ということか。今度は片道15,000円が上限になるのか。

事務局：1往復で15,000円なので、今度は片道7,500円というような形になる。当然回数が増えるので7,500円かける回数になる。原則往復で医療機関に受診するためという形にはなるが、資料の現状のところの※(2)その他必要と認められる移送の計画という事で、基本ショートステイに行くときはショート先の方で移送を用意するので認められないが、在宅の方で家族の都合で一時的に生活が困難になった場合で、かつ医療的管理が必要で、特養やショートステイでは無理な場合、俗にいうレスパイト入院のような場合も移送サービスが必要という事で、この場合は片道前提になるので、時代が変わってきているのでそのところはアップデートさせていただいた。誰が見てもわかるように直そうという趣旨である。

委員：実態としてはどのくらいの数利用されているのか。

事務局：実態としては令和4年度の実績で720万円、延べ737件、実人数の方が124人である。

委員：現在利用されている人数で実際どのくらいの費用負担になっているのか。

事務局：実際上限額を超すようであれば自己負担になるので、この辺りの病院であれば上限内で収まるが、都内の病院までだと上限を越してしまうと思う。それ以上にかかる病院もあるので上限額を越すと打ち切る形になっている。

委員：通院が主になるのか。

事務局：基本大原則として「通院のために必要な場合」という前提を付けている。この移送サービス自体が、介護保険制度が始まって、志木市の方でも在宅生活の支援という意味で特別給付を始めたという経緯があると聞いている。在宅生活ならば医者に行く手段が必要だと聞いている

委員：片道という場合の数は少ないのか。

事務局：基本はその日に行って帰ってくるのが原則である。

委員：必要と認められる移動に関しての片道の取り扱いや回数など、この辺をきちんとするのか。

事務局：きちんと整合が取れるような形で直す。要は退院する場合はしょうがないが、入院目的となると話が少し違う。病院に行って緊急入院であれば止むを得ないと思うが、入院のための移動は基本的に認めていない。入院のためということであれば、医療保険の方で移送費というのがあるので、そちらを優先して使っていただきたい。

委員：事業所が長時間待つことがないように、行きと帰りを分けるという発想で、入院のためとかではないのではないか。

事務局：おっしゃる通りである。待ち時間が短い場合ならいいが、わからないので。

委員：この※(2)というのは、こういう文章が書いてあったということか。

事務局：前回の時に規則設定をさせていただいて、はっきりさせるようにした。

委員：身障用特殊車両というような特殊車両はタクシーみたいな距離によってのレートがあるのか。事業所によって値段が違うのか。揃えるのか。

事務局：レートはある。事業所によって値段も違うので、揃えるつもりはない。タクシーのよう



にエリアの認可はないので、事業所間の競争もあるので、似通った形にはなると思うがある程度の裁量で設定はできている。

委員：7,500 円で行ける距離が違うということか。

事務局：おっしゃる通りである。通常のタクシーのようにこのエリアはこの金額と決まっていれば楽なのだが、福祉車両のグレードとか色々あると思う。

委員：登録制にした場合に事業所ごとの料金は明記されるのか。

事務局：車いす用の車両とストレッチャーのような車両で支援する人が必ず付かなければいけない車両が一律いくらというのは難しい話になる。登録制にすることによって、市のホームページでご案内させていただいて、詳細の方は事業所にお尋ねくださいという形になると思う。問題になるケースとして、例えば入院先から退院する時に志木市での実績のない遠くの業者を使われる場合に、志木市の制度について熟知しているわけではないので、なぜ使えないのか、なぜこの料金なのかというようなトラブルが数は少ないがあるのは事実である。大体病院の紹介で出入りの業者を案内される場合が多いので、志木市の業者を使いたいという事であれば、登録の業者をお願いすることができる。

委員：実際に入院や退院には使われていないのか。

事務局：入院には使われない。退院の場合はあり得る。退院して自宅に帰る場合は止むを得ないので。

委員：数は多くないのか。非常に稀なケースなのか。

事務局：非常にはつかないが、稀である。時々あるくらい。

委員：使う人がほとんどいないと思う。知っている人もいないくらい。誰も紹介していないと思う。

事務局：あるとしたら、退院する前に介護認定を受けて退院前のカンファレンスで、ケアマネが決まっていればケアマネの方から提案することがあると思う。また介護認定されていて入院して戻ってくる際に、医療保険の移送費も入院する時は使えるが、退院する時は多分使えない。そうなるとうちの移送サービスを使うしかないのかと思うが件数としては少ない。

委員：退院して在宅への移行する際にカンファレンス等で移送サービスについて提示されて病院と介護との橋渡しがちゃんとされるのか疑問に思う。

事務局：退院する時に車椅子を使わなければいけない人が退院することがあるのかという気もする。

議長：在宅医療が進んでいるので、寝たきりであっても要介護5でも退院することがある。

事務局：そういう方の場合、ご自宅で看取りをするということも視野に入れているという事だと思う。実際に身障者専用車は載せてはいるが、使われることはあまりない。車椅子用のリフト付きの車両がほとんどである。

議長：何のために使われたのかというのはわかるのか。

事務局：何のために使ったのかという事まではわからない。原則医療機関の受診と帰りで使う形になっているが、市町村によっては冠婚葬祭のために用途を限定せず利用しているという所もある。ただし、介護保険の立て付けでやるのであれば、それはどうかというのがある。例えば鶴ヶ島市では一般財源でやっている所以自由が効くと思う。

委員：介護保険の中のサービスで、特別給付でやるのであれば、実態を把握しどういう風にそれを進めていくのか、利用できる人にはちゃんと利用してもらえるようにする必要があると思

う。そういうサービスがあるというだけではいけないと思う。

事務局：移送サービス自体なんとなくそういうのがあるというだけで終わってしまっている部分もあると思う。定期的に立ち止まって考える機会があってもいいと思う。自問自答は事務局の方でもしていかなければいけないと思う。

委員：一般財源で出している高齢者が利用できる福祉サービスはあるか。どのような状況で利用できるのか。

事務局：志木市と和光市は市町村特別給付。新座市と朝霞市は一般財源でやっている。メインは医者への受診が主である。鶴ヶ島のように冠婚葬祭でつかってもいいよという市町村は希である。一般財源でやるリスクは市の財政状況によって、いつ切られるかわからないというのがある。安定的にサービスを給付するのであれば、保険料を基本使ってやっているの、租税の方には迷惑をかけないというのが事務局としても正直言いやすい。

委員：老人福祉法で規定されているサービスが今もあると思うが、一般財源の状況はどうなっているのか。いつ切られるかわからないという話があったが、一般財源はひっ迫しているのか。例えば老人福祉センターも老朽化が進んで、いつ誰が直すのかという話も出ているが。

事務局：第2福祉センターも平成25年に大規模改修を行ってから10年経つので、そろそろもう1回改修をやらないといけない時期ではあると思う。10年たつと色々ほころびが出てくる

委員：今後特別給付的なものを充実させていくのか、このまま現状維持で行くのか、あるいは老人福祉法で規定されているようなものを取り込んでいって全体的に評価していくのか、介護予防的な部分に取り込めるのかどうなのか。

事務局：難しい話である。一般会計の方でやっている事業と、介護保険の特別会計でやっている事業との線引きがなかなか難しいと思う。一般会計でやっている事業は歴史的背景があるが、年が経つにつれて不明確になってきている部分がある。一般会計でやっているものの、従来は紐づけの補助金というのが色々あって、介護保険外でも補助が出るので、そこでやっていたという経緯があるが、三位一体の改革で平成16、7年くらいに、一般財源化されて補助金を出さないから、その分交付税措置の中でやるという話で、一般財源でやっているものが増えてきている。そのため、なぜこれが一般会計でやっているのだろうというものも実は結構ある。国補助金が無くなって見えにくくなってきているところが増えてきていることもあり、本当に租税を投入してやるべきところか、あるいはある程度保険も導入しながら介護保険で賄っていくべきなのかというところの見直しは必要である。

委員：国からは答えが出ないような気がするので、基礎自治体が考えていかなければいけないと思う。

事務局：例えば、以前寝具乾燥サービスを業者がやっていて、補助が下りてきていたので一般会計でやっていたが、利用実態がないという事で切られてしまった事がある。やはり残していくべきものと、あるいはもう廃止してもいいものというのは仕分けをしていかなければいけないと考えている。

委員：結局特別給付の考え方を今後どう見直していくかということだと思う。

事務局：おっしゃる通りである。結果は同じかもしれないが、租税を使ってやるのか、保険料の方を使ってやるのかというのはシンプルなようで重要な話であると思う。

議長：議案については今回その介護保険料の算定とか、その辺りの影響というのは特に規則化は必要ないのか。

事務局：基本要件自体を変えず、拡充も縮小もしないという形であるので、保険料の方には影響はないようにしたい。

議長：そうすると、1番最後の取崩金を充当することができるということだと、その連続的なこのシステムを組み込むかどうかという話で引っかかってくることになるかなと思う。

事務局：インセンティブ交付金、要は保険者機能の交付金というのがあるが、介護保険料を算定する際にそれを当て込んではいけないのだが、インセンティブ交付金については基本的に特別給付に入れていいことになっているので、そういうものを活用しながら影響が出ないようにしていきたいと考えている。インセンティブ交付金とは保険者の方としてやらなければいけないことをやっているのかという形で点数化がされて、人口規模に応じて点数付けされて配分されるのだが、その分を当てにして保険料を設定してはいけないことになっているが、一応今年度で言うと1,700万くらいいただける形になっているので、そういったお金についてはもらえるものはなるべく使って、有効に活用をさせていただきたい。3年経って保険料の残高があるので、それをうまく活用すれば若干残せる可能性もある。国保では以前からそういったようなものがあるが、介護保険の方に導入されたのが平成の終わりくらいから、実はそういうお金がいただけるようになっている。

議長：今後の取り組みについての報告は

事務局：たぶん今回が最後の回になるので、前の議事と同じように保険料お示しの前に報告させていただきたい。

### (3) その他

(資料：なし)

<質疑応答>

委員：施設整備について動きはないのか。

事務局：施設整備に関しては、今週行う密着型サービス部会の方で意見を頂戴した上で、全体会の時にフィードバックさせていただきたいと考えている。8期の方もできている事とできない事があるが、積み残しになっている地域密着型の特養を引き続きやったりとか、今現在、ケアマネや利用者よりショートステイの方が足りないという話があるので、ショートステイを見込みの方で特養や老健などを位置づけたりとか、あと通所リハが不足していて困っているという声も聞くので、それも組み込みで老健の方を入れようと考えている。実際、密着部会の方には資料は送らせていただいているので、ご意見を頂戴しながら最終的にまとめた形で全体会の方で委員の皆さんにお話をさせていただきたい。

## 3 閉会